

○柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則

平成17年9月12日

規則第17号

改正 平成17年11月30日規則第21号

平成18年3月30日規則第14号

平成20年9月17日規則第30号

平成28年3月30日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年柴田町条例第11号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の周知)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、条例第2条の規定により指定管理者の公募を行うときは、公募の告示のほか、町の広報紙又はホームページへの掲載等、関係者への周知に必要な措置を講じるものとする。

(申請資格)

第3条 条例第4条第1項に規定する指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していない者
- (6) その他町長等が必要と認める事項

(指定の申請)

第4条 条例第4条第1項に規定する申請書は様式第1号、同条第4号に規定する申立書は様式第2号、同条第6号に規定する事業計画書は様式第3号及び同号に規定する収支予算書は様式第4号によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が条例第4条第6号に規定する事業計画書及び収支予算書を任意の様式で作成した場合は、町長は、要件を満たす場合に限り、これをもって様式第3号及び様式第4号とみなすことができる。

(選定委員会)

第5条 条例第5条第2項に規定する柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(選定結果の通知)

第6条 条例第5条第4項に規定する通知は、指定管理者候補者選定通知書(様式第5号)又は指定管理者選定結果通知書(様式第6号)によるものとする。

(再度の選定の手続)

第7条 町長等は、条例第6条第1項の規定により選定を取り消したときは、当該選定の取消しに係る指定管理者の候補者に、指定管理者候補者選定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 町長等は、条例第6条第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に、指定管理者候補者再選定結果通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(議会の議決事項)

第8条 条例第7条第1項に規定する議会の議決に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (2) 指定をしようとする法人等の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定の期間

(指定書の通知)

第9条 条例第7条第2項に規定する通知は、指定管理者指定書(様式第9号)によるものとする。

(指定の取消し等)

第10条 町長等は、条例第8条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者指定取消書（様式第10号）又は指定管理者業務停止命令書（様式第11号）により行うものとする。

(協定の締結)

第11条 条例第9条第6号に規定するその他町長等が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第4条第6号の事業計画書に関する事項
- (2) 使用料又は利用料金に関する事項
- (3) 公の施設における物品の所有権の帰属に関する事項
- (4) 公の施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (5) その他町長等が必要と認める事項

(処分に対する審査請求)

第12条 指定管理者が行った施設の利用に関する処分についての利用者の審査請求は、町長等に対して行うものとする。

(平28規則10・一部改正)

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第14号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、柴田町下水道排水設備指定工事店規則及び柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの規則に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成 20 年規則第 30 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 10 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第 2 条の規定による改正前の柴田町情報公開条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の柴田町個人情報保護条例施行規則、第 5 条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則、第 8 条の規定による改正前の柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第 9 条の規定による改正前の柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第 10 条の規定による改正前の柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則、第 11 条の規定による改正前の柴田町児童手当事務処理規則、第 12 条の規定による改正前の柴田町子ども手当事務処理規則、第 13 条の規定による改正前の柴田町児童福祉法施行細則、第 14 条の規定による改正前の柴田町子ども医療費の助成に関する規則、第 15 条の規定による改正前の柴田町障害児通園施設規則、第 16 条の規定による改正前の柴田町障害児通所給付費等の支給に関する規則、第 17 条の規定による改正前の柴田町心身障害者医療費の助成に関する規則、第 18 条の規定による改正前の柴田町老人福祉法施行細則、第 19 条の規定による改正前の柴田町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 20 条の規定による改正前の柴田町地域活動支援センター規則、第 21 条の規定による改正前の柴田町身体障害者福祉法施行細則、第 22 条の規定による改正前の柴田町知的障害者福祉法施行細則、第 23 条の規定による改正前の柴田町企業立地促進条例施行規則、第 24 条の規定による改正前の柴田町道路占用規則

及び第 25 条の規定による改正前の柴田町営住宅条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

指定管理者指定申請書

柴田町長又は柴田町教育委員会 殿

申 請 者

所在地

法人その他団体名

代表者氏名



柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定の申請について、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

2 提出書類

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 定款、規約その他これらに相当する書類
- (4) 申請資格に関する申立書(様式第2号)
- (5) 法人等に課される国税・県税・町税の納税証明書(申請の日前30日以内に交付されたもの)
- (6) 公の施設の事業計画書(様式第3号)及び収支予算書(様式第4号)
- (7) 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類
- (8) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
- (9) 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、現事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (10) 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (11) その他町長等が必要と認める書類

※提出する書類にレ点を記入すること。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

申請資格に関する申立書

柴田町長又は柴田町教育委員会 殿

所在地

法人その他団体名

代表者氏名



の指定管理者の指定の申請に係る申請資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者
 - (5) 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していない者
 - (6) その他町長等が必要と認める事項
(内容)
- 国税及び地方税の納税義務がない
(理由)

※該当する項目にレ点を記入すること。

様式第3号(第4条関係)

柴田町 に関する事業計画書				
申請年月日 年 月 日				
法人その他の団体名				
代表者名		設立年月日		
所在地				
電話番号		FAX番号		
メールアドレス		ホームページアドレス		
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
事業計画 (別紙可)				
<管理運営を行うに当たっての経営方針について>				
<安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について>				

<施設の管理について>

- 1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む)
- 2 職員の研修計画
- 3 経理

<施設の運営について>

- 1 年間の自主事業計画(「自主事業計画書」については別紙に記入のこと)
- 2 サービスを向上させるための方策
- 3 利用者等の要望の把握及び実現性
- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- 5 その他(地域との連携、他施設との連携等)

<個人情報の保護の措置について>

<緊急時対策について>

- 1 防犯、防災の対応
- 2 その他、緊急時の対応

<団体の理念について>

- 1 団体の経営方針等
- 2 指定管理者の指定を申請した理由
- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他 特記すべき事項があれば記入してください。

様式第4号(第4条関係)

の管理に関する業務の収支予算書(年度)

(単位:千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)			
項			
目			
支出合計(B)			
項	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	事務経費		
収支(A) - (B)			

※1年間(12か月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

指定管理者候補者選定通知書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

(年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請については、)下記
のとおり貴殿を指定管理者の候補者として選定したので、柴田町公の施設に係る指定管理
者の指定手続等に関する条例第5条第4項の規定により、通知します。

なお、指定管理者には、柴田町議会の議決を経て指定されることになります。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
- 2 指定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の範囲
- 4 その他

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

指定管理者選定結果通知書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請については、下記の理由により選定しないので、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第4項の規定により、通知します。

記

1 理由

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

指定管理者候補者選定取消通知書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で通知した公の施設の指定管理者候補者の選定について、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、下記の理由により指定管理者候補者の選定を取り消したので通知します。

記

1 理由

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

指定管理者候補者再選定結果通知書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請について、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、再度の選定を行った結果、下記のとおり貴殿を指定管理者の候補者として選定したので通知します。

なお、指定管理者には、柴田町議会の議決を経て指定されることとなります。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
- 2 指定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の範囲
- 4 その他

様式第9号(第9条関係)

第 号
年 月 日

指定管理者指定書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請については、柴田町議会の議決を得たので、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定により下記のとおり貴殿を指定管理者に指定します。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
- 2 指定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の範囲
- 4 その他

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

指定管理者指定取消書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で指定した公の施設の指定管理者の指定について、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記の理由により指定管理者の指定を取り消します。

記

(理由)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柴田町長又は柴田町教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柴田町を被告として（訴訟において柴田町を代表する者は、柴田町長又は柴田町教育委員会となります。）、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号(第10条関係)

第 号
年 月 日

指定管理者業務停止命令書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で指定した公の施設の指定管理者に係る業務について、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり業務の全部(一部)を停止することを命じます。

記

1 業務停止の内容

2 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 業務停止命令の理由

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柴田町長又は柴田町教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柴田町を被告として（訴訟において柴田町を代表する者は、柴田町長又は柴田町教育委員会となります。）、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第10条関係)

(平28規則10・一部改正)

様式第11号 (第10条関係)

(平28規則10・一部改正)